

北名古屋市循環バス等広告掲載事業者募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北名古屋市循環バス（以下「きたバス」という。）等広告掲載事業者の募集に関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 きたバスに関連する広告媒体へ広告を掲載することにより、北名古屋市（以下「市」という。）の収入確保と広告掲載事業者等のPR及び地域貢献機会を提供することを目的とする。

(広告の種類等)

第3条 募集する広告媒体の種類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車体広告
- (2) 車内広告
- (3) 停留所広告
- (4) 停留所名
- (5) 関連印刷物

(広告内容等)

第4条 広告を作成するにあたっては、要綱、基準及びこの募集要項の各規定を遵守するものとする。

- 2 広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に広告物を製作しなければならない。
- 3 市は前項の承諾を行うに際して、広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができるものとする。

(広告掲載の期間)

第5条 前条までに規定する広告の規格、掲載期間及び掲載料等は、別表のとおりとする。

(申込方法)

第6条 広告掲載を希望する者は、次により市に申し込むものとする。

受付期間	第1次募集 令和2年11月2日（月）から12月25日（金）まで（受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで） ただし、募集期間内に申し込みがない場合は、期間終了後、第2次募集（随時受付）を行う。
提出場所	北名古屋市役所 西庁舎2階 防災環境部 防災交通課

提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 北名古屋市循環バス等広告掲載申込書（別紙様式第1） 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広告案 (2) 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合） <p style="margin-left: 2em;">※ 身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の役場で取得できます。</p> (3) 納税証明書（市税の未納が無いことの証明） <p style="margin-left: 2em;">※ 市に納税義務がある場合は証明書は不要ですが、納付状況の閲覧に同意することが必要です。</p> (4) 会社概要及び事業実績を示す書類等（任意様式）
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人及び要綱、基準に該当しない者は応募できないものとする。 2 提出に要する費用は、申込者の負担とする。 2 提出された書類は原則として返却しないものとする。 3 広告の掲載位置は、申込者の希望を基に市が決定するものとする。

（選定方法）

第7条 申込者が複数あるときは、継続の企業・事業所等、次に公共的性格のある企業・事業所等、次に市内に本社又は本店を有する企業・事業所等の順より広告掲載事業者を決定する。ただし、受付期間内に申込者がなく、受付期間終了後に申込を受付ける場合は先着順とする。

2 選定結果については、その結果を北名古屋市循環バス等広告掲載承認・不承認決定通知書（別紙様式第2）によって通知する。

3 要綱、基準及びこの募集要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。

4 選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。また、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

（契約書の締結）

第8条 市と第7条2で承認の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載に関して契約書を締結するものとする。

（広告料の納入）

第9条 広告主は、市長が指定した期日までに広告掲載料を、年額で一括して納入しなければならない。

（経費負担）

第10条 広告物の製作、掲載及び撤去費用及び広告掲載期間中に広告物の破損、汚損又は紛失等が生じた場合の修復等に要する費用は、広告主の負担とする。

2 市の管理物等の破損、汚損又は紛失等が生じた場合の修復等に要する費用は、

市の負担とする。

- 3 広告掲載期間中に運行事業者の責において広告物の破損、汚損又は紛失等が生じた場合の修復等に要する費用は、運行事業者の負担とする。

(広告料の還付)

第11条 第9条で納付された広告掲載料において、要綱第9条により還付する広告掲載料の額は、納付された広告掲載料から広告掲載した期間に係る広告掲載料を差し引いた額とする。この場合において、1か月未満の期間に係る広告掲載料は、広告掲載料の1か月の額とする。

(免責)

第12条 市は、天災、事故、故障、点検その他市の責めに帰すことのできない非常事態が発生し、広告を掲載した車両が運行できない期間が、14日を超えないときは、その責めを負わないものとする。

- 2 市が、広告掲載に関して、損害賠償を負った場合は、当該損害賠償額は、広告掲載料を超えないものとする。

(苦情等への対応)

第13条 広告主は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(不測の事態への対応)

第14条 別途協議のうえ対処するものとする。

(その他)

第15条 要綱、基準及びこの募集要項の各規定に定めるもののほか、きたバス広告の掲載等について、必要な事項は協議の上定める。

附 則

この要項は、令和2年11月2日から施行する。

別表（第5条関係）

(1) 車体広告1

掲載車両	きたバス（バスタイプ車両）4台
掲載位置	車体前面、車体側面（運転席側・乗降側）、車体後面
基本規格	<p>① マグネットシート又はシール等を車体に貼付</p> <p>前面 縦300mm×横1150mm</p> <p>側面 運転席側 縦600mm×横900mm 乗降側 縦800mm×横900mm</p> <p>後面 縦200mm×横1300mm</p> <p>② ラッピングシート（マグネットシート及びシール等貼付可）</p> <p>前面 窓枠より下の部分（ナンバー、ランプ類は隠さない）</p> <p>側面 運転席側 窓枠より下の部分 乗降側 窓枠より下でドア部以外の部分</p> <p>後面 窓枠以下の部分（排気口、ナンバー、ランプ類は隠さない）</p>
掲載枠数	<p>前面 4枠（バス4台×1か所）</p> <p>側面 運転席側 4枠（バス4台×1か所） 乗降側 4枠（バス4台×1か所）</p> <p>後面 4枠（バス4台×1か所）</p>
掲載期間	令和3年7月1日～令和4年6月30日（原則1年単位で最長4年）
広告掲載料	<p>前面 1枠 年額 税込 ①36,000円（月額3,000円） ②60,000円（月額5,000円）</p> <p>側面 1枠 年額 税込 ①36,000円（月額3,000円） ②120,000円（月額10,000円）</p> <p>後面 1枠 年額 税込 ①36,000円（月額3,000円） ②96,000円（月額8,000円）</p> <p>※要項第9条により市が指定する期日までに納付する。</p>

車体広告2

掲載車両	きたバス（ワゴンタイプ車両）1台
掲載位置	車体側面（運転席側・乗降側）
基本規格	<p>マグネットシート又はシール等を車体に貼付</p> <p>側面 運転席側 縦490mm×横1600mm 乗降側 縦490mm×横1200mm</p>
掲載枠数	<p>側面 運転席側 1枠（ワゴン1台×1か所） 乗降側 1枠（ワゴン1台×1か所）</p>
掲載期間	令和3年7月1日～令和4年6月30日（原則1年単位で最長4年）
広告掲載料	<p>側面 1枠 年額 税込 36,000円（月額3,000円）</p> <p>※要項第9条により市が指定する期日までに納付する。</p>

(2) 車内広告

掲 載 車 両	きたバス（バスタイプ車両） 4 台
掲 載 位 置	車内窓上額面
規 格	縦 364 mm×横 515 mm（B 3 サイズ横）
掲 載 枠 数	1 6 枠（バス 4 台× 4 枠）
掲 載 期 間	令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 3 0 日（原則 1 年単位で最長 4 年） ※ 1 事業者 4 台× 1 枠まで可能とする。
広告掲載料	1 枠 年額 税込 12,000 円（月額 1,000 円） ※要項第 9 条により市が指定する期日までに納付する。

(3) 停留所広告

掲 載 場 所	きたバス停留所時刻表下部
掲 載 位 置	きたバス各停留所（公共施設、県道上の停留所以外）
規 格	縦 100 mm×横 300 mm
掲 載 枠 数	(1) 朝・夕便のみ 7 停留所（ 1 4 標識） (2) 昼便のみ 4 7 停留所（ 9 2 標識） (3) 朝・昼・夕便 4 5 停留所（ 8 9 標識）
掲 載 期 間	令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 3 0 日（1 年単位：応相談） ※各月最初の運行日の朝便から当月最後の運行日の夕便までを 1 か月とする。
広告掲載料	1 標識 (1)、(2)年額 税込 12,000 円（月額 1,000 円） (3)年額 税込 18,000 円（月額 1,500 円） ※要項第 9 条により市が指定する期日までに納付する。 1 停留所に 2 標識ある場合は、2 か所申請も可能

(4) 停留所名

掲 載 場 所	きたバス停留所ネーミングライツ（主又は副命名権）
掲 載 位 置	きたバス各停留所（公共施設、県道上停留所以外）
規 格	標識に準ずる
停留所数	86か所（1停留所につき1又は2標識） (1) 朝・夕便のみ (2) 昼便のみ (3) 朝・昼・夕便
命名期間	令和3年7月1日～令和7年6月30日（4年間）
命名権料	1停留所につき (1)(2)主命名権年額 税込 96,000 円 副命名権年額 税込 48,000 円（月額 4,000 円）、 (3) 主命名権年額 税込 120,000 円 副命名権年額 税込 60,000 円（月額 5,000 円） 特典 同箇所のかきたバス停留所時刻表下部（(3) 停留所広告） 原則として4年間の契約とし、1年単位での支払いとする。 ※要項第9条により市が指定する期日までに納付する。 例：「〇〇神社前」停留所を「△△株式会社」がネーミングライツ を利用した場合 主命名権「△△株式会社（〇〇神社前）」 副命名権「〇〇神社前（△△株式会社）」

(5) 関連印刷物

掲載広告物	きたバス時刻表B2サイズ
印刷部数	45,000部以上（改正年度初回）
規 格	1 枠 縦 55 mm×横 75 mm
掲 載 枠 数	10か所程度（複数契約可）
掲 載 期 間	令和3年7月1日～令和7年6月30日（4年間） ※改正又は印刷物が無くなるまで有効とする。
広告掲載料	印刷部数 45,000部 108,900円（税込） （2回目以降 5,000部印刷とする。） ※要項第9条により市が指定する期日までに納付する。

(6) その他及びパッケージ

コース	年額（税込）	内容及び特典
その他 A	①840,000円 ②660,000円	全面ラッピング（きたバス1台）①70,000円×12ヶ月 （ワゴンタイプ1台）②55,000円×12ヶ月 特典（契約期間中） 関連印刷物(5) 広告掲載（当初作成時） 市のHP「きたバス」ページで紹介及びリンク貼り ※1年単位の契約とし、最長4年継続とします
バス全 面広告 パッケ ージ B	460,000円	1 車体広告(1) 全面（バス窓枠以下部分）広告 1車（4面）年間396,000円 2 車内広告(2) 1枠×1台 3 関連印刷物(5) 広告掲載 特典 市のHP「きたバス」ページで紹介及びリンク貼り ※1年単位の契約とし、最長4年継続とします
主ネー ミング ライツ パッケ ージ C	③190,000円 ④210,000円	1 停留所名(4) 主ネーミングライツ ③ 年額 税込96,000円の場合 ④ 年額 税込120,000円の場合 2 車内広告(2) 1枠×1台 3 関連印刷物(5) 広告掲載 特典 停留所広告(3) 下部広告掲載 市のHP「きたバス」ページで紹介及びリンク貼り ※このパッケージは4年契約とします。
フルパ ッケージ D	①③の場合 880,000円 ①④の場合 840,000円 ②③の場合 720,000円 ②④の場合 690,000円	1 その他A ① 年額 税込840,000円の場合 ② 年額 税込660,000円の場合 2 車内広告(2) 1枠×1台 3 停留所広告(3) 下部広告掲載 4 停留所名(4) 主ネーミングライツ ③ 年額 税込120,000円の場合 ④ 年額 税込84,000円の場合 特典 関連印刷物(5) 広告掲載 市のHP「きたバス」ページで紹介及びリンク貼り ※このパッケージは4年契約とします。